

東久留米駅西口昇降施設につきましては、令和5年第2回市議会定例会におきまして、今後の方向性について示してまいりたい旨申し上げ、担当において、富士見テラス部も含めた昇降施設の現行法適合に向けて方策等を検討し、取りまとめてまいりました。

当該施設の現行法適合に向けては、これまで、施設の大規模改造工事、いわゆる改修の中で、建築基準法適合のほか、施設が道路内の建築物であることについて、道路区域と都市計画道路区域との整合を図るべく、東京都からの意見等も踏まえ調整等を進めてまいりました。

結果、現状施設の改修を行うには、当該施設敷地を道路区域と都市計画道路区域から除外することは必須であり、特に、都市計画道路区域については、当該減少面積分を駅前広場に隣接する敷地から新たに確保する必要があるなど、駅前広場全体の都市計画を変更することとなり、改修による現行法適合は大変難しい状況であります。

こうした状況において、様々な検討を重ねた結果、都市計画施設としての決定や、道路内の建築物として特定行政庁の許可を取得する必要がありますが、富士見テラス機能の再建も含めた昇降施設の現行法適合と併せて、課題である道路区域と都市計画道路区域の整合性を図るには、市道2514号線の上空を通過し、駅前広場歩道部へ連絡する歩行者専用道として昇降施設を改築することで、可能と考えます。

なお、当該施設を都市計画施設として改築することにより、特定財源として国や東京都の交付金等の活用ができるよう努めてまいります。

改築により、駅前広場を利用される方々の安全性の確保や利便性の向上も期待されますが、東京都や特定行政庁、交通管理者、鉄道事業者のほか、隣接する地権者の方々や関係機関等との協議が必要になります。

今後は、昇降施設の現行法適合に向けた取組みとして、関係者への説明等進めてまいります。